



島根県報

平成20年3月28日(金)

号外第34号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

規則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則

(管財課)

公布された条例等のあらまし

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則(規則第34号)

1 規則の概要

借地借家法の改正に伴い、財産の貸付期間について所要の改正を行うこととした。(第35条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

島根県規則第34号

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則(平成6年島根県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第35条第1項各号列記以外の部分中「普通財産」を「普通財産を貸し付けることができる期間」に、「期間を超えて貸し付けることができない」を「期間とする」に改め、同項第2号中「第24条」を「第23条」に、「20年」を「50年未満」に改め、同項第3号中「30年」を「30年以内」に改め、同項第4号中「20年」を「20年以内」に改め、同項第5号中「10年」を「10年以内」に改め、同項第6号中「5年」を「5年以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

